



行政相談委員の委嘱について

行政相談委員は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）に基づき、地域において社会的信望があり、かつ行政運営の改善について理解と熱意を有する者の中から、その担当区域（市町村の区域）を定めて、関係市町村長の意見を聴いた上で、総務大臣が委嘱しています。

このたび、平成 28 年 10 月 1 日付けで、次の方が行政相談委員として、総務大臣から委嘱されました。

担当区域	行政相談委員氏名	委嘱期間
入間市	にしざわ ひろし 西澤 宏志	平成 28 年 10 月 1 日～ 29 年 3 月 31 日

行政相談委員は、国民の皆様の身近な相談相手として、行政に関する苦情、行政の仕組みや手続に関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などの仕事を無報酬で行っています。

入間市では、定期的に行政相談所を開設しておりますので、お気軽にご相談下さい。

日 時	場 所	行政相談委員氏名
第 1 月曜（6, 10, 1 月を除く毎月） 第 1 木曜（6 月）、第 3 木曜（10 月） 第 3 月曜（1 月） 時間：10：00～15：00	入間市役所 ・市民相談室 ・市民ギャラリー （6, 10 月）	もりもと ふみえ 森本 文江 にしざわ ひろし 西澤 宏志

【照会先】 関東管区行政評価局
行政相談課 奥山、須山
電話 048-600-2311